

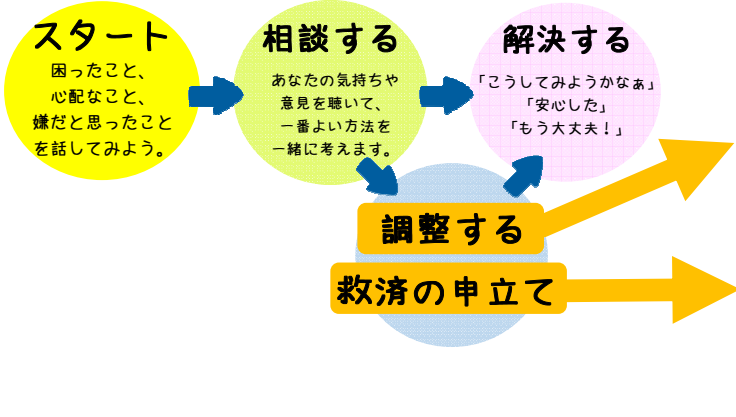
青森市子どもの権利相談センターだより

平成31年1月

青森市子どもの権利
相談センター発行



調査活動・調査活動とは？



調整活動

子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係が歪んでいたり、一方通行になっている状態と考えられます。そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が「調整活動」です。

事実の調査

「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号）を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

平成29年度の調査活動・調査活動

【調整状況】

平成29年度は、11案件について延べ77回実施しました。

調整活動の内訳			
相談項目	案件数	調整先	回数
いじめ	1件	行政機関	2回
不登校	2件	市教育委員会、学校、行政機関	38回
教職員等の指導	1件	学校	16回
心身の悩み	1件	学校	4回
家庭内虐待	1件	行政機関	2回
学校等の対応	1件	学校	2回
家族関係	1件	行政機関	1回
子育ての悩み	2件	行政機関	10回
その他	1件	行政機関	2回
合計	11件		77回

【調査状況】

平成29年度は、2案件について延べ12回実施しました。

調査活動の内訳（自己発意による）			
相談項目	案件数	調整先	回数
教職員等の指導	2件	学校	12回
合計	2件		12回

☆ 平成29年度は、救済の申立て案件はありませんでした。

事例紹介



学校

子どもの不登校と母親の就業の両方向から相談に乗ってもらいたい。母親の来所相談してもらえないか？



保護者

子どもは家から出たがらない…。経済的にも不安を感じている。子どもを説得して、一緒に相談に来ます。



子ども

このままじゃ駄目だとおもっている。これからどうしようかと家にいてもずっと考えている。将来は動物に関わる仕事をしたい。農業高校に行って専門学校にもいきたい。でも、今は学校には行かない。

相談・救済の機関として、子ども教育的支援と、子どもの環境整備としての母親の福祉的支援を図るために多様な期間を有機的に結び、連携して対応する必要があります。

連携



擁護委員

- 母親の福祉的支援… (1) 子育て支援課(ひとり親家庭等就業・自立支援センターの支援員) (2) 生活福祉課(保護チームケースワーカー) (3) ハローワークあおもり(マザーズコーナー相談員)
- 子どもの教育支援… (1) 市教委指導課 (2) 在籍中学校 (3) 適応指導教室(県総合学校教育センター) (4) 子育て支援課(子どもの居場所づくり・学習支援事業) (5) 水族館(職場見学の一環)



調査相談専門員

子ども会議フォーラム2018 FOR CHILDREN

～小さな声を大きな力に～

第一部 私たちからの意見提案

意見提案のテーマ ①子どもの運動場所 ②青森の食・特産品 ③まちづくり



子ども会議委員がふだん生活している中で、自分たちが興味を持ったことを現地調査や会議を重ねて、議会形式で小野寺市長に提案しました。

第二部 子ども会議とーくいべんと

①朗読劇テーマ「学校に行けないのはダメなこと？～大人と私と不登校と～」 ②人形劇テーマ「女の子だから、男の子だから、(～しなさい)」



提起内容について、子どもの権利擁護委員がコーディネートし、子ども会議委員が議論した後、来庁者を交え話し合いをしました。

11月20日は
青森市子どもの権利の日



子どもの権利条例では11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うこととしております。